

伊根町商工観光業振興対策事業補助金制度改正のお知らせ

伊根町内の商工観光業者が、主体的、積極的に行う事業活動について支援が行われるものです。※一部制度改正が行われました。

	事業創生型	設備投資型	イベント出展型	空き家活用型
事業主体 (対象者)	①町内に住所を有する個人事業主 並びに町内に本店を有する法人 ※農林漁業者は対象外 ②上記①で構成する町長が適当と 認める団体	①町内に住所を有する個人事業主 並びに町内に本店を有する法人 ※農林漁業者は対象外 ②上記①で構成する町長が適当と 認める団体	町内に住所を有する個人事業主 並びに町内に本店を有する法人	町内に住所を有する個人事業主 並びに町内に本店又は支店、営業 所若しくは店舗(賃貸借を含む) を有する法人
補助金額	上限 75万円 または町長が認めた額	上限 300万円 または町長が認めた額	上限 15万円 ※但し、当該イベントでの売上金額と 比較し、少ない額を上限とします	上限 300万円
補助率	2分の1以内	10分の3以内	2分の1以内	10分の3以内
事業内容	新商品の開発、販路開拓、共同店 舗化等地域振興に寄与できると認 められる事業 (1事業者につき、1回の補助金交付)	新商品の開発、販路開拓、共同店 舗化等地域振興に寄与できると認 められる事業 (1事業者につき、1回の補助金交付)	商工観光業の振興に資する為、町 外で開催されるイベントへの出展 を行う事業	空き家を活用して社宅、寮など従 業員の雇用の確保を行う事業 ※空き家とは、伊根町空き家情報管理 システムに登録のある物件をいう。
採択要件	①補助対象経費の合計額30万円以 上の事業 ②過去にこの補助金の採択を受け ていない事業者 ③伊根町開業支援金の交付を受け ていない事業者	①補助対象経費の合計額50万円以 上の事業 ②過去にこの補助金の採択を受け ていない事業者 ③伊根町開業支援金の交付を受け ていない事業者	①国、地方公共団体または国、地 方公共団体が構成員となってい る団体が主催するイベントへの 出展 ②伊根町開業支援金の交付を受け ていない事業者	①補助対象経費の合計額50万円以 上の事業 ②伊根町開業支援金の交付を受け ていない事業者
対象経費	報償費、賃金、委託費、旅費、消耗品 費、印刷製本費、会議費、通信運搬 費、会場等借上料、その他町長が特 に必要と認める経費	土地造成費、建物建設費、ソフトウェ ア、権利等の無形資産購入費、機械器具 購入費、生産設備の新設、生産能力の増 強、設備の更新、補強、合理化、省エネ、 省力化、情報化など ※ただし、車両及 び土地の取得に係る費用は除く	委託費、旅費、消耗品費、印刷製本 費、通信運搬費、会場等借上料等	工事請負費

※今年度の募集(令和7年4月3日～5月9日)は終了しました。今後活用を検討される事業者は商工会までご相談ください。

事業主の皆様へ

労働保険事務組合制度をご存知ですか

労働保険(労災保険・雇用保険)には、加入手続をはじめ、保険料の申告納付や雇用保険の被保険者に関する届出等様々な事務手続があり、事業主にとって負担となっていることが少なくありません。そこで、事業主の事務の負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体等が、各事業主に代わって、これらの事務を一括して処理することができるようにしたのが、労働保険事務組合制度です。

事業委託できる事業主は	委託できる労働保険事務の範囲
常時使用する労働者が、以下の規模の事業主です。 金融・保険、不動産、小売業・50人以下 卸売、サービス業(※)・・・100人以下 その他の事業……………300人以下 ※除外業種があります。詳しくはお問い合わせください。	①労働保険の概算保険料、確定保険料等の申告及び納付事務 ②保険関係成立届、雇用保険事業所設置届の提出等に関する事務 ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務 ④雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務 ⑤その他、労働保険についての申請、届出、報告に関する事務 なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険・雇用保険の給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合に委託することはできません。

- 委託するとこんな利点があります
- ① 労働保険の加入手続をはじめ、保険料の申告納付等事業主の行う事務処理が大幅に軽減されます。
 - ② 労働保険料の納付を3回に分割することができます。
 - ③ 事業主や家族従事者なども労災保険に特別加入することができます。

労働保険料の分割納付とは…
通常は概算保険料額が40万円(労災保険または雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合のみ、労働保険料の納付を3回に分割することができますが、労働保険事務組合に事務を委託すると、概算保険料額にかかわらず、労働保険料の納付を3回に分割することができます。

労災保険の特別加入制度とは…
労災保険は、本来、業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害または死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方で、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して、特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。労働者を一人でも雇用する事業主が、労働保険に加入して労働保険事務組合に事務を委託すると、事業主や家族従事者なども特別加入することができます。

お問合せ：伊根町商工会 TEL0772-32-0302

日本政策金融公庫 経営改善貸付制度

伊根町内中小企業者が、商工会の実施する経営指導を受け、商工会長(審査会等)の推薦を受けた方



融資対象者	次のすべての条件を満たしていることが必要 ・常時使用する従業員が20人(商業またはサービス業(宿泊業、娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む方については5人)以下の法人・個人事業主の方 ・最近1年以上伊根町で事業を営んでいる事業所 ・原則6ヶ月以上商工会の経営指導を受けている事業所 ・所得税・法人税・事業税・町府民税のすべて完納している事業所 ・商工業者で日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でない事業所
資金使途	設備資金、運転資金
融資金額	2,000万円以内
担保保証人	無担保・無保証人
返済期間	10年以内(据置期間2年以内) 元金均等月賦返済
年 利 率	1.80% (令和7年6月2日現在)

※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。
※利率は金融情勢によって変化いたしますので、記載されている利率とは異なる場合がございます。
日本政策金融公庫 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

事業主・被保険者の皆様へ 令和7(2025)年度雇用保険料率

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

＜令和7年度の雇用保険料率＞ (枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

事業の種類	負担者		失業等給付・育児休業給付の保険料率		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

必ずチェック!

京都府 最低賃金

令和6年 10月1日から 1,058円

働く人と雇う人のためのルールです!

最低賃金に関する特設サイト

賃金引上げ特設ページ